

11月から

## クリーンセンターへの**災害ごみ**の搬入には

**証明書**

**が必要になります**

台風 21 号に伴い岸和田市または貝塚市で発生した災害ごみを岸和田市貝塚市クリーンセンターへ搬入する際には、11 月から「**災害廃棄物証明書**」が必要となります(各市で発行している「**罹災証明書**」とは別のものです)。

搬入する前にいったんそれぞれの**市廃棄物担当課**(下記参照)へ来課の上、**ごみの内容確認**を受けてください。災害ごみと確認できればその場で証明書を発行しますので、そのままクリーンセンターへ搬入してください。

災害ごみの処分料は現在免除ですが、**証明書が無い場合や災害ごみと確認できないものは、一般ごみ(有料)扱い**となりますのでご注意ください。

### 市の廃棄物担当課

★岸和田市 市民環境部 環境課

岸和田市土生町 2 丁目 4 番 30 号 岸和田市環境事務所内  
電話 072-423-9440

★貝塚市 総務市民部 廃棄物対策課

貝塚市島中 1 丁目 17 番 1 号 貝塚市役所第 2 別館 2 階  
電話 072-433-7009

## 災害ごみは

**11月23日(祝・金)・24日(土)・25日(日)も**

**クリーンセンターへ搬入できます**

クリーンセンターでの災害ごみの11月受付は下記のとおりです。

★月～金曜日(祝日を含む) 午前9時～正午

午後1時～午後5時

(ともに終了時間の30分前までに入场してください)

※ 24日(土)・25日(日)については特別に開場します。

※ 証明書をお持ちの上搬入してください。

※ 災害ごみの撮影や免許証・車検証の確認をする場合があります。

### 【注意事項】

★クリーンセンターへ搬入の際はできる限りの範囲で、金属類、がれき(瓦・スレート等)、可燃ごみに分別してください。

★家電リサイクル法対象品目(洗濯機及び衣類乾燥機、エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫)やパソコン、バッテリーやタイヤ、消火器、危険物等の処理困難物、その他クリーンセンターの受入基準を満たさないものは受け付けできません。

★岸和田市・貝塚市域で発生した災害ごみ以外は持ち込めません。

★町会などでの集積は終了していますので、公園や道路、町会館等へは新たに置かないでください。不法投棄とみなす場合があります。

★住家等の修繕工事や解体工事を業者に依頼され、工事に伴い不要となった瓦、レンガ、コンクリートブロック、シャッター、網戸などは、廃棄物処理法の規定により施工業者(元請業者)が処理すべき産業廃棄物となるため、一般廃棄物として引き取ることができません。

★ご不明な点があれば、市廃棄物担当課へお問い合わせください。

## 【緊急追加】 災害ごみの受け入れについて

先日の台風 21 号により発生した災害ごみにつきまして、緊急で下記の日程で災害ごみの受け入れを行います。

**11 月 1 日以降**災害ごみを岸和田市貝塚市クリーンセンターへ直接搬入する場合、「**災害廃棄物証明書**」が**必要**となりますのでご注意ください。

### 11 月の直接搬入の受入時間

日付	曜日	受入時間
11 月 1 日	木曜日	午前 9 時から正午まで午後 1 時から午後 5 時まで
11 月 2 日	金曜日	
11 月 3 日	土曜日	受入れできません
11 月 4 日	日曜日	
11 月 5 日	月曜日	午前 9 時から正午まで午後 1 時から午後 5 時まで
11 月 6 日	火曜日	
11 月 7 日	水曜日	
11 月 8 日	木曜日	
11 月 9 日	金曜日	
11 月 10 日	土曜日	
11 月 11 日	日曜日	
11 月 12 日	月曜日	午前 9 時から正午まで午後 1 時から午後 5 時まで
11 月 13 日	火曜日	
11 月 14 日	水曜日	
11 月 15 日	木曜日	
11 月 16 日	金曜日	
11 月 17 日	土曜日	
11 月 18 日	日曜日	
11 月 19 日	月曜日	午前 9 時から正午まで午後 1 時から午後 5 時まで
11 月 20 日	火曜日	
11 月 21 日	水曜日	
11 月 22 日	木曜日	
11 月 23 日	金曜日(祝)	
11 月 24 日	土曜日	
11 月 25 日	日曜日	
11 月 26 日	月曜日	午前 9 時から正午まで午後 1 時から午後 5 時まで
11 月 27 日	火曜日	
11 月 28 日	水曜日	
11 月 29 日	木曜日	
11 月 30 日	金曜日	

- ※ 岸貝クリーンセンターへの入場は 16 時 30 分までをお願いいたします。
- ※ 今回の措置は、台風による災害ごみのみ受け入れとなります。
- ※ 土曜日・日曜日については、災害ごみ以外は持ち込まないでください。

#### ≪岸和田市貝塚市クリーンセンターからのお願い≫

- ※ クリーンセンターへ持ち込み時はできる限りの範囲で結構ですので、金属類、がれき [瓦・スレート等]、可燃ごみに分別してください。
- ※ 岸和田市・貝塚市域で発生した災害ごみ以外は持ち込めません。
- ※ 住家等の修繕工事や解体工事を業者に依頼され、工事に伴い不要となった瓦、レンガ、コンクリートブロック、シャッター、網戸などは、廃棄物処理法の規定により施工業者（元請業者）が処理すべき産業廃棄物となるため、一般廃棄物として引き取ることができません。